第４　担保権放棄済更生担保権
１　確定更生担保権の表示
確定更生担保権のうち、担保権が更生手続開始後に放棄された更生担保権は、以下のとおりである。
更生会社：ＣＣ社
債権者数：２名
確定更生担保権額：２２６９万１０９１円
別表：別表５－３「確定更生担保権弁済計画表」
２　権利の変更及び弁済方法
管財人は、前記１の確定更生担保権の全額を、更生担保権弁済日に、一括して弁済する。
第５　リース車両に係る更生担保権
１　未確定の更生担保権の表示
ＣＭＨ社については、別表８－２－２「未確定更生担保権／更生債権一覧表」記載のとおり、リース車両に係る未確定更生担保権が１件存在する。
２　権利の変更及び弁済方法
管財人は、当該未確定更生担保権者との間で、当該未確定更生担保権の担保目的物であるリース車両を売却できた場合には、車両売却代金相当額から消費税相当額及び諸経費を控除した残額を確定更生担保権として、同額の預金に質権を設定して担保変換することを合意しており、かかる合意に従い当該未確定更生担保権が預金質権に係る確定更生担保権に変換された場合には、その全額を未確定更生担保権確定日から３か月以内で管財人が指定する日又は更生担保権弁済日のいずれか遅い日に、一括して弁済する。
第６　開始後利息損害金の取扱い
確定更生担保権のうち開始後利息損害金は、最終追加弁済日（これを行わない場合には、管財人が確定一般更生債権等を有する更生債権者に対してその旨を通知した日）において、その全額（前記第２章第２節第１、５の超過弁済等があった場合には当該弁済後の残額）の免除を受ける。

第２節　優先的更生債権の権利の変更及び納付方法
第１　租税等の請求権
１　租税等の請求権の表示
届出のある租税等の請求権は、以下のとおりである。
更生会社：ＣＰ社
債権者数：５名
届出債権額：７７８万３５９３円及び額未定
別表：別表６－１「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」
更生会社：ＣＭＨ社
債権者数：４名
届出債権額：５２万７８１８円及び額未定
別表：別表６－２「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」
更生会社：ＣＣ社
債権者数：３１名
届出債権額：２６９２万８７６３円及び額未定
別表：別表６－３「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」
更生会社：ＣＦ社
債権者数：１１名
届出債権額：７６７万８１００円及び額未定
別表：別表６－４「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」
２　権利の変更及び納付方法
管財人は、前記１の優先的更生債権については、更生会社らごとに、徴収権限を有する者の意見を聴いたうえで、優先的更生債権弁済日に、更生手続開始決定日から１年を経過する日（その日までに更生計画認可の決定があるときは、その決定の日）までに生ずる延滞税等及び更生計画認可決定の日以降完納に至るまでの延滞税等の全額について免除を受け、免除後の全額を一括して納付する。
第２　その他の優先的更生債権
更生会社らにつき、前記第１以外の優先的更生債権は存しない。

第３節　一般更生債権の権利の変更と弁済方法
第１　確定一般更生債権の表示
確定一般更生債権は、以下のとおりである。
更生会社：ＣＰ社
債権者数：２１名
確定一般更生債権額：２億６３１０万７０７５円及び額未定
別表：別表７－１「一般更生債権弁済計画表」
更生会社：ＣＭＨ社
債権者数：１２名
確定一般更生債権額：１１億１８８９万４７１８円及び額未定
別表：別表７－２「一般更生債権弁済計画表」
更生会社：ＣＣ社
債権者数：４６名
確定一般更生債権額：１５億２９４２万６３８１円及び額未定
別表：別表７－３「一般更生債権弁済計画表」
更生会社：ＣＦ社
債権者数：１８名
確定一般更生債権額：２億９５０１万５１００円及び額未定
別表：別表７－４「一般更生債権弁済計画表」
第２　権利の変更及び弁済方法
１　基本弁済
更生会社らの確定一般更生債権に関しては、基本弁済日に、確定一般更生債権額のうち元本等更生債権について、以下のとおり弁済を行う。
（１）ＣＰ社
１０万円以下の部分　１００％
１０万円を超える部分　５６％
（２）ＣＭＨ社
１０万円以下の部分　１００％
１０万円を超える部分　０．１％
（３）ＣＣ社
１０万円以下の部分　１００％
１０万円を超える部分　８５％
（４）ＣＦ社
１０万円以下の部分　１００％
１０万円を超える部分　８８％
２　追加弁済
（１）中間的追加弁済
ア　ＣＰ社について
（ア）ＣＰ社の管財人は、基本弁済日以降（基本弁済日を含む。）、資産負債確定日より前であっても、ＣＰ社の現預金の額からＣＰ社が中間的追加弁済日以降に支払うべき共益債権の額（ＣＰ社の清算結了までに発生すると見込まれる一切の支出を含む。）を控除してなお中間的追加弁済をするのに適当な残額があると認められる場合には、当該残額の全部又は一部を弁済原資として、裁判所の許可を得て、中間的追加弁済日に、確定一般更生債権等に対し、確定更生債権額のうち元本等更生債権から基本弁済額を除いた残額に応じ、管財人の定める弁済率により、按分して弁済を行うことができる。
（イ）中間的追加弁済は、中間的追加弁済をするのに適当な残額があると認められる都度、複数回行うことができるものとする。
イ　ＣＭＨ社について
（ア）ＣＭＨ社の管財人は、基本弁済日以降（基本弁済日を含む。）、資産負債確定日より前であっても、ＣＭＨ社の現預金の額からＣＭＨ社が中間的追加弁済日以降に支払うべき共益債権の額（ＣＭＨ社の清算結了までに発生すると見込まれる一切の支出を含む。）、並びに、未確定一般更生債権が全額認められた場合に弁済すべき額を控除してなお中間的追加弁済をするのに適当な残額があると認められる場合には、当該残額の全部又は一部を弁済原資として、裁判所の許可を得て、中間的追加弁済日に、確定一般更生債権等に対し、確定更生債権額のうち元本等更生債権から基本弁済額を除いた残額に応じ、管財人の定める弁済率により、按分して弁済を行うことができる。